## 議員提出第6号議案

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会 会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年3月17日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

提出者

大阪府議会議員 杉 江 友 介 肥 後 洋一朗 原 田 亮

賛 成 者

坂 上 敏 也 大阪府議会議員 魚森ゴータロー 笹川 理 おきた浩 之 植田正裕 牛 尾 治 朗 岡 沢 龍 一 前田洋 輔 加治木 一 彦 藤村昌隆 野 修 平 塩 川 憲 史 西

# 議員提出第6号議案

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例一部改正の件

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例の一部 を改正する条例を次のように定める。 大阪府条例第 号

(委員長及び副委員長)

改正する条例大阪府議会議会運営委員会条例の一 部を大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例の一 部を

(大阪府議会委員会条例の一部改正)

次のように改正する。第一条 大阪府議会委員会条例(昭和三十一年大阪府条例第四十五号)の一部を

示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

Sauto	SALUT -
<b>以</b>	製用
まちづくりに関する事項 「 政策企画部のうち危機管理及び安全な可 国・	刊・ (略) 以 スマートシティ戦略部に関する事項 同・ 国 (略) 三 万博推進局に関する事項 し 政策企画部に関する事項 し (略) ・ (略) 第二条 (略) 第二条 (略) 第二条 (略)
2 (略)	2 (略) (略) → 公安委員会に関する事項 七 (略) → (略) → 競選農林水産部に関する事項 大 環境農林水産部に関する事項 大 環境農林水産部に関する事項 一 商工労働部に関する事項 団 商工労働部に関する事項 ゴ・回 (略) □ (略)
の会議に報告しなければならない。 の所属を変更したときは、議長は、その旨を次たとき及び第三項ただし書の規定により委員4 (略) (略) ことができる。ただし、閉会中においては、議員は変更することができる。 に諮って当該委員の委員会の所属を変更する。 高機会は、常任委員の申出があるときは、会議できる。 できる。 いう。)は議長が公議に諮って指名する。 第八条、常任委員の申出があるときは、会議できる。 できる。 (略) の、第長が、常任委員の申出があるときは、会議できる。 できる。 (を)	ければならない。ときは、議長は、その旨を次の会議に報告しなび第三項の規定により委員の所属を変更した4 (略) (略) 別を変更することができる。いては、議長が変更することができる。ただし、開資委員会に豁って当該委員の表員会の所属選賞委員会に諮って当該委員の委員会の所属することができる。ただし、閉会中における。ただし、閉会中においては、議長は、常任委員の申出があるときは、議会することができる。ただし、閉会中においては、議長が指名が、今の、は経長が議会運営委員会に諮って指名第六条、常任委員及び特別委員(以下「委員」と(委員の選任)

(委員長及び副委員長)

### 港力条 (器)

- できる。 し、閉会中においては、議長が選出することが で、それぞれその委員の中から選出する。 を員長及び副委員長は、議長が会議に諮り
- 会議に報告しなければならない。 員長を選出したときは、議長は、その旨を次の3 前項ただし書の 規定により委員長及び副委

### 4 (器)

(昭集)

無十二条 (器)

さい。きは、委員長は、委員会を招集しなければならきは、委員中でき事件を示して招集の請求があったとる 委員の定数の半数以上の者から審査又は調

(委員長及び委員の徐斥)

は、会議に出席し、発言することができる。できない。ただし、委員会の同意があったときる事件については、その議事に参与することがらの者の従事する業務に直接の利害関係のあの一身上に関する事件又は自己若しくはこれ母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹第十五条 委員長及び委員は、自己若しくは父

溉力然 (器)

- る。会に諮って、それぞれその委員の中から選出する。季員長及び副委員長は、議長が議会運営委員
- 告しなければならない。 出したときは、議長は、その旨を次の会議に報う 前項の 規定により委員長及び副委員長を選

### 4 (器)

(短無)

無十二条 (器)

ない。きは、委員長は、委員会を招集しなければならきは、委員長は、委員会を招集しなければなら査すべき事件を示して招集の請求があつたとる 委員の定数の半数以上の者から審査又は調

(委員長及び委員の除斥)

は、会議に出席し、発言することができる。できない。ただし、委員会の同意が<u>あった</u>ときる事件については、その議事に参与することがらの者の従事する業務に直接の利害関係のあの一身上に関する事件又は自己若しくはこれ母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹第十五条 委員長及び委員は、自己若しくは父

(大阪府議会議会運営委員会条例の一部改正)

部を吹のように攻正する。第二条 大阪府議会議会運営委員会条例(平成三年大阪府条例第三十九号)の一

示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

#### 改正後

(委員の選任)

きる。会派から推薦のあった者を指名することがで名する。ただし、閉会中においては、議長が各副議長のほか、各会派から推薦のあった者を指第四条 委員は、議長が<mark>会議</mark>に諮って、議長及び

22 (器)

なければならない。 たときは、議長は、その 旨を次の 会議に報告し<u>3 第一項ただし書</u>の 規定により委員を指名し

(攻選時の特例)

とができる。 った議員で構成する議会運営協議会を開くこする事項を協議するため、各会派から推薦のあまでの間、議会事務局長は、議会の運営等に関第十七条 一 般選挙後運営委員会が設置される 改正消

(委員の選任)

- とができる。長が各会派から推薦のあった者を指名するこまが各会派から推薦のあった者を指名する。ただし、閉会中においては、議長及び副議長のほか、各会派から推薦のあった第四条 委員は、議長が<u>運営委員会</u>に諮って、議
- を指名する。 及び副議長のほか、各会派から指名のあった者選任される委員は、議長が会議に諮って、議長

8 (器)

(攻選時の特例)

できる。 議員で構成する議会運営協議会を開くことが事項を協議するため、各会派から推薦のあったまでの間、事務局長は、議会の運営等に関する第十七条 一 搬選挙後運営委員会が設置される この条例は、今和五年四月三十日から施行する。附 則

# 提案理由

常任委員会の所管を見直し、委員会数を8から7に再編するとともに、 議会構成に係る議事を効率よく行えるようにするため、現行条例の一部を 改正するものである。